平成２５年（フ）第７５８１号
東京都目黒区目黒本町４丁目19―９
破産者　赤羽根克己
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５８５号
東京都町田市木曽東１丁目22―22
破産者　尾花　浩一
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６１６号
神奈川県川崎市麻生区多摩美２丁目１―12
破産者　高杉　幸治
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３号
相模原市中央区上溝１丁目14番１号
破産者　株式会社オーシャン
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４１６号
山梨県笛吹市石和町河内65番地１
破産者　株式会社筒井建設
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
山梨県甲府市大里町3543番地
破産者　南伸建設株式会社
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
愛知県一宮市大和町妙興寺字高畑29番地の１
破産者　有限会社キューブ
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２５２号
岡山県高梁市下谷町5120番地シモダニパレス203号、住民票上の住所岡山県高梁市下谷町5120番地
破産者　諏訪　成明
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９号
沖縄県うるま市字州崎12番地76
破産者　株式会社リーブス製作所（旧商号バイオ21株式会社）
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３１１６号
東京都渋谷区神宮前２丁目18番22号
破産者　株式会社ＦＥＧ
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１６４号
東京都渋谷区恵比寿２丁目28番10号　秀ビル2460
破産者　株式会社ライツコム
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８４３号
東京都千代田区三崎町３丁目６番９号
破産者　株式会社ニチエイオフイスオートメーシヨン
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６１号
東京都調布市上石原２丁目38番地11モンテローザ・ウエスト103
破産者　小川　祐希
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７１０号
横浜市港北区篠原東３丁目10番14号
破産者　有限会社エコマテック研究所
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７７号
横浜市中区常盤町３丁目21番地関内甘糟ビル４階Ｂ
破産者　株式会社横濱テクノス
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４４号
横浜市港北区新吉田町3359―８、商業登記簿上の本店所在地横浜市鶴見区駒岡１丁目27番１
破産者　有限会社横浜プロスタッフ
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１６号
横浜市神奈川区菅田町1773番地
破産者　アシストキャブ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２号
長野県小県郡長和町大門1170番地の１
破産者　株式会社北白樺
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１５７４号
京都市中京区衣棚通押小路上ル上妙覚寺町217ドゥエル辻本１Ｆ
破産者　夷川店舗設計株式会社
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
神戸市北区藤原台北町５丁目２番６―404号、商業登記簿上の本店所在地兵庫県明石市大久保町駅前２丁目１番地の10
破産者　有限会社ビスコム
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
香川県高松市国分寺町国分2262番地４
破産者　有限会社荒井工業
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係